

農業次世代人材投資事業実施要領

制定 平成 24 年 6 月 1 日付け農林水第 110-228 号三重県農林水産部長通知

最終改正 令和 3 年 4 月 1 日付け農林水第 11 - 101 号三重県農林水産部長通知

第 1 目的

本要領は、農業次世代人材投資事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づく事業の実施にあたり必要な事項について定める。

第 2 事業の内容

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修段階及び就農直後の経営確立に資する農業次世代人材投資資金（以下「資金」という。）を交付する。

第 3 事業の種類

1 準備型

次世代を担う農業者となることを志向し、就農に向けて、三重県農業大学校、三重県（以下「県」という。）が認める研修機関、及び先進農家又は先進農業法人等（以下「研修機関等」という。）において研修を受ける者に対して、県又は市町が資金を交付する事業

2 経営開始型

次世代を担う農業者となることを志向する経営開始直後の新規就農者に対して、市町が資金を交付する事業

3 推進事業

県及び市町が実施する資金の交付等に係る推進事務を行う事業

4 経営発展支援金事業

経営開始型の交付対象者のさらなる経営発展を支援するための支援金を交付する事業

第 4 資金の交付要件等

県又は市町は、「1 準備型」の要件を満たす者に対して、また、市町は「2 経営開始型」の要件を満たす者に対して、それぞれ予算の範囲内で資金を交付する。

1 準備型

（1）準備型の交付対象者の要件は、次に掲げるとおりとする。

ア 就農予定時の年齢が、原則 50 歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。

イ 第 5 の 1 の（1）の研修計画（別紙様式第 1 号）が、次に掲げる基準に適合していること。

（ア）「農業次世代人材投資事業（準備型）及び就職氷河期世代の新規就農促進事業における研修機関等の認定基準について」（令和 2 年 1 月 30 日付け元経営第 2510 号就農・女性課長通知。以下「研修機関等認定基準」という。）

に基づき、就農に向けて必要な技術等を習得できる研修機関等（以下「認定研修機関」という。）であると県が認めた研修機関等において、研修を受けること。

(イ) 研修期間が概ね1年かつ概ね年間1,200時間以上であり、研修期間を通して就農に必要な技術や知識を研修すること。

(ウ) 先進農家又は先進農業法人（以下「先進農家等」という。）で研修を受ける場合にあっては、以下の要件を満たすこと。

a 当該先進農家等の経営主が交付対象者の親族（三親等以内の者をいう。以下同じ。）ではないこと。

b 当該先進農家等と過去に雇用契約（短期間のパート及びアルバイトを除く。）を結んでいないこと。

c 当該研修先農家等が、その技術力、経営力等から見て、研修先として適切であること。（県が登録するみえの就農サポートリーダーであることなど）

ウ 常勤（週35時間以上で、継続的に労働するものをいう。以下同じ。）の雇用契約を締結していないこと。

エ 原則として、生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。また、過去に本事業、新規就農支援緊急対策事業実施要綱（令和2年1月30日付け元経営第2478号農林水産事務次官依命通知）の別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業又は新規就農者確保加速化対策実施要綱（令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知）の別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業による資金の交付を受けていないこと。

オ 研修終了後に親元就農（親族が経営する農業経営体に就農することをいう。以下同じ。）する予定の場合にあっては、就農に当たって家族経営協定等により交付対象者の責任及び役割（農業に専従すること、経営主から専従者給与が支払われること等）を明確にすること並びに就農後5年以内に当該農業経営を継承する、又は当該農業経営が法人化されている場合は当該法人の経営者（親族との共同経営者になる場合を含む。）となること（以下「農業経営を継承」という。）を確約すること。

カ 研修終了後に独立・自営就農（2の（1）のイに定める要件を満たすものに限る。以下同じ。）する予定の場合にあっては、就農後5年以内に基盤強化法第12条第1項に規定する農業経営改善計画又は同法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けること。

キ 第5の1の（1）の研修計画の承認申請時において、前年の世帯（本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当する。以下同じ。）全体の所得が600万円以下であること。ただし、600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると交付主体等が認める場合に限り、採択を可能とする。交付主体は生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると認めた根拠及び考え方を整理し、県から照会があった場合は提示すること。

ク 研修中の事故による怪我等に備えて、交付期間が開始するまでに、又は第5の1の(1)の研修計画の承認申請前に研修を開始している者は承認申請までに傷害保険に加入していること。

(2) 交付金額及び交付期間

資金の額は、交付期間1年につき1人あたり最大150万円とする。また、交付期間は最長2年間とする。

(3) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、交付主体は資金の交付を停止する。

ア (1)の要件を満たさなくなった場合。

イ 研修を途中で中止した場合。

ウ 研修を途中で休止した場合。

エ 第5の1の(4)の研修状況報告を行わなかった場合。

オ 第6の1の(4)の研修実施状況の現地確認等により、「農業次世代人材投資資金の交付対象者の考え方について」(平成31年4月1日付け30経営第3030号就農・女性課長通知。以下「交付対象者の考え方」という)を満たさない等、適切な研修を行っていないと県が判断した場合。(例：研修を行っていない場合、生産技術等を習得する努力をしていない場合など)。

カ 本事業が適切に実施されたかどうか及び本事業の効果を確認するため、国が交付対象者に対して求める必要な報告及び現地への立入調査に協力しない場合。

(4) 次に掲げる事項に該当する場合は、交付対象者は資金の一部又は全部を返還しなければならない。ただし、病気、災害等のやむを得ない事情があると県が認めた場合(イの(キ)に該当する場合は除く。)は、この限りでない。

ア 一部返還

(ア)(3)のアからウまで及びカに掲げる要件に該当した時点が既に交付した資金の対象期間中である場合にあっては、残りの対象期間の月数分(当該要件に該当した月を含む。)の資金を月単位で返還する。

(イ)(3)のエに該当した場合は、当該報告に係る対象期間の資金を返還する。

イ 全額返還

(ア)(3)のオに該当した場合

(イ) 研修終了後(研修中止後及び第5の1の(7)のアの継続研修終了後を含む。以下同じ。)1年以内に、原則50歳未満で、独立・自営就農、雇用就農(農業法人等で常勤することをいう。以下同じ。)又は親元就農しなかった場合。ただし、第5の1の(7)のウによる手続きを行い、研修終了から1年経過後原則2年以内に独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した場合を除く。

(ウ) 親元就農をした者が、(1)のオで確約したことを実施しなかった場合

(エ) 独立・自営就農した者が就農後5年以内に農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けなかった場合。

(オ) 独立・自営就農又は雇用就農を交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間継続しない場合。ただし、第5の1の(7)のオによる手続きを

行い、就農を中断した日から原則 1 年以内に就農を再開し、就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付期間の 1.5 倍又は 2 年間のいずれか長い期間以上である場合を除く。

(カ) 就農後、交付期間の 1.5 倍又は 2 年間のいずれか長い期間以内(第 5 の 1 の(7)のオによる手続を行い、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付対象となる研修期間の 1.5 倍又は 2 年間のいずれか長い期間以内)で第 5 の 1 の(7)の報告を行わなかった場合。

(キ) 虚偽の申請等を行った場合。

2 経営開始型

(1) 経営開始型の交付対象者の要件は、次に掲げるとおりとする。

ア 独立・自営就農時の年齢が、原則 50 歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。

イ 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。なお、交付対象者が農業経営を法人化している場合は、(ア)及び(イ)の「交付対象者」を「交付対象者又は交付対象者が経営する法人」と、(ウ)及び(エ)の「交付対象者」を「交付対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。

(ア) 農地の所有権又は利用権(農地法第 3 条に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同条第 1 項各号に該当するもの、基盤強化法第 19 条に基づく公告があったもの、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条に基づく公告があったもの、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条に基づく認定を受けたもの又は特定作業受委託契約を締結したものをいう。)を交付対象者が有していること。

(イ) 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。

(ウ) 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。

(エ) 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。

(オ) 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。

ウ 基盤強化法第 14 条の 4 第 1 項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者であること。ただし、交付期間中に、同法第 14 条の 5 第 2 項に規定する認定の取消しを受けた場合及び同条第 3 項に規定する認定の効力を失った場合を除く。

エ 青年等就農計画に農業次世代人材投資資金申請追加資料(別紙様式第 2 号)を添付したもの(以下「青年等就農計画等」という。)が次に掲げる基準に適合していること。

(ア) 農業経営を開始して 5 年後までに、農業(農業生産のほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン、農家民宿等関連事業を含む。)で、生計が成り立つ計画であること。

(イ) 計画の達成が実現可能であると見込まれること。

オ 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから 5 年以内に継承して農業経営を開始し、かつ交付期間中に、新規作目の導入、

経営の多角化等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者（土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者をいう。）と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画等であると市町長に認められること。交付主体は当該経営が新規参入者と同等の経営リスクを負っていると市町村長が認めた根拠及び考え方を整理し、国から照会があった場合は提示すること。なお、一戸一法人（原則として世帯員のみで構成される法人。）以外の農業法人を継承する場合は交付の対象外とする。

カ 人・農地プラン進め方通知の2の（1）の実質化された人・農地プラン、同通知3により実質化された人・農地プランとみなすことができると判断できる既存の人・農地プラン及び同通知4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる人・農地プラン以外の同種取決め等（以下別記1において「人・農地プラン」という。）に中心となる経営体として位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれること、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けていること（以下「人・農地プランに位置づけられた者等」という。）。

キ 次に掲げる条件に該当していること。

（ア）原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。

（イ）農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）別記2の農の雇用事業による助成金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

（ウ）経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知）別記1の経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

ク 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、当該施設について、気象災害等による被災に備えて、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等に加入している、又は加入することが確実と見込まれること。

ケ 前年の世帯全体の所得が600万円以下（被災による資金の交付休止期間中の所得を除く。以下同じ。）であること。ただし、当該所得が600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると交付主体が認める場合に限り、採択及び交付を可能とする。この場合、交付主体は生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると認めた根拠及び考え方を整理し、国から照会があった場合は提示すること。

コ 就農する地域における将来の農業の担い手として、地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること。

サ 平成28年4月以降に農業経営を開始した者であること。ただし、経営開始4年目以降の者が第5の2の（1）の青年等就農計画等の承認を申請する場合は、第6の2の（6）の中間評価に準じて経営開始3年目の評価を受け、

A評価の者であること。

(2) 交付金額及び交付期間

ア 資金の額は、経営開始1年目から経営開始3年目までは交付期間1年につき1人当たり150万円、経営開始4年目以降は交付期間1年につき1人当たり120万円を交付する。また、交付期間は最長5年間（平成30年度以前に経営を開始した者にあつては、経営開始後5年度目分まで）とする。

イ 夫婦で農業経営を開始し、以下の要件を満たす場合は、交付期間1年につき夫婦合わせて(2)のアの額に1.5を乗じて得た額（1円未満は切捨て）を交付する。

(ア) 家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。

(イ) 主要な経営資産を夫婦で共に所有し、又は借りていること。

(ウ) 夫婦共に人・農地プランに位置付けられた者等となること。

ウ 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該青年就農者（当該農業法人及び青年就農者それぞれが人・農地プランに位置付けられた者等に限る。）に交付期間1年につきそれぞれ(2)のアの額を交付する。

なお、経営開始後5年以上経過している農業者（当該農業者が(2)のアの交付を受けている場合は、その5年度目を超えている農業者）が法人の役員に1名でも存在する場合は、当該法人の他の役員も交付の対象外とする。

(3) 次に掲げる事項に該当する場合は市町は資金の交付を停止する。

ア (1)の要件を満たさなくなった場合。

イ 農業経営を中止した場合。

ウ 農業経営を休止した場合。

エ 第5の2の(6)の就農状況報告を行わなかった場合。

オ 第6の2の(5)の就農状況の現地確認等により、「交付対象者の考え方」を満たさない等、適切な農業経営を行っていないと市町が判断した場合（例：青年等就農計画等の達成に必要な経営資産を縮小した場合、耕作すべき農地を遊休化した場合、農作物を適切に生産していない場合、農業生産等の従事日数が一定（年間150日かつ年間1,200時間）未満である場合、市町から改善指導を受けたにもかかわらず、改善に向けた取組を行わない場合など）。

カ 本事業が適切に実施されたかどうか及び本事業の効果を確認するため、国が交付対象者に対して求める必要な報告及び現地への立入調査に協力しない場合

キ 第6の2の(6)の中間評価によりB評価と判断された場合。

ク 前年の世帯全体の所得が600万円を超えた場合（その後、世帯全体の所得が600万円以下となった場合は、翌年から交付を再開することができる。）ただし、当該所得が600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると交付主体が認める場合に限り、交付を可能とする。この場合、交付主体は生活費の確保の観点から支援対象と

すべき切実な事情があると認めたと認められた根拠及び考え方を整理し、国から照会があった場合は提示すること。

(4) 次に掲げる要件に該当する場合は交付対象者は資金を返還しなければならない。ただし、ア又はウに該当する場合にあって、病気や災害等のやむを得ない事情として市町が認めたときは、この限りではない。

ア (3) のアからカまでに掲げる事項に該当した時点が既に交付した資金の対象期間中である場合にあつては、残りの対象期間の月数分(当該事項に該当した月を含む。)の資金を月単位で返還する。

イ 虚偽の申請等を行った場合は資金の全額を返還する。

ウ 経営開始型の交付期間(休止等、実際に交付を受けなかった期間を除く。)と同期間、同程度の営農を継続しなかった場合にあつては、交付済みの資金の総額に、営農を継続しなかった期間(月単位)を交付期間(月単位)で除した値を乗じた額を返還する。ただし、第5の2の(6)のウの手続を行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農再開し、就農中断期間と同期間さらに就農継続した者及び第6の2の(6)の中間評価でB評価とされた者を除く。

第5 交付対象者の手続

1 準備型

(1) 研修計画の承認申請

準備型の交付を受けようとする者は、研修計画(別紙様式第1号)を作成し、交付主体に承認申請する。

(2) 研修計画の変更申請

(1)の承認を受けた者は、研修計画を変更する場合は、計画の変更を申請する。(研修期間の変更を要しない研修内容の追加、月ごとの研修内容の順番の入れ替え等の軽微な変更の場合は除く。)

(3) 交付申請

(1)の承認を受けた者は、交付申請書(別紙様式第3号)を作成し、交付主体に資金の交付を申請する。交付の申請は半年分又は1年分を単位として行うことを基本とし、原則として、申請する資金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。

また、交付申請の対象期間が半年未満の場合には、申請の額は研修期間を月割にして算出するものとする。

(4) 研修状況報告

準備型の交付を受けた者(以下「準備型交付対象者」という。)は、研修状況報告書(別紙様式第4号)を交付主体に提出する。提出は半年ごとに行い、交付対象期間経過後、1か月以内に行う。

(5) 交付の中止

準備型交付対象者は、準備型の受給を中止する場合は、交付主体に中止届(別紙様式第6号)を提出する。

(6) 交付の休止

ア 準備型交付対象者は、病気などのやむを得ない理由により研修を休止する場合は交付主体に休止届（別紙様式第7号）を提出する。なお、休止期間は原則1年以内とする。

イ アの休止届を提出した準備型交付対象者が研修を再開する場合は、研修再開届（別紙様式第8号）を提出する。

ウ 準備型交付対象者が妊娠・出産又は災害により研修を休止する場合は、妊娠・出産については1度につき最長3年、災害については1度につき最長1年の休止期間を設けることができる。また、その休止期間と同期間、交付期間を延長できるものとし、イの研修再開届の提出と併せて（2）の手続きに準じて研修計画の交付期間の変更を申請する。

（7）研修終了後の報告

ア 就農状況報告

準備型交付対象者は、研修終了後6年間、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月間の就農状況報告（別紙様式第9号）を交付主体に提出する。ただし、交付主体が市町であって、交付対象者が、研修終了後に同市町から第2の2の経営開始型の資金の交付を受ける場合は、2の（6）に基づく就農状況報告をもって本事業の就農状況報告に代えることができる。

なお、準備型の受給終了後、引き続き、就農に向けてより高度な技術、知識等を習得するための研修、進学等（以下「継続研修」という。）を行う場合は、継続研修計画（別紙様式第10号）を作成し、（1）の手續に準じて、交付主体に申請するとともに、継続研修開始後1か月以内に継続研修届（別紙様式第11号）を交付主体に提出する。継続研修は、準備型受給終了後、原則1か月以内に開始するものとし、その期間は原則として4年以内とする。

継続研修を行う場合、第4の1の（4）のイの（イ）の研修終了後1年以内とは継続研修の終了後1年以内とする。また、継続研修の期間中は（4）の規定に準じて、交付主体に研修の実施状況の報告を行わなければならない。

イ 住所等変更報告

準備型交付対象者は、交付期間内及び交付期間終了後6年間に氏名、居住地、電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届（別紙様式第12号）を交付主体に提出する。

ウ 就農遅延報告

準備型交付対象者は、やむを得ない理由により研修終了後1年以内に、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農が困難な場合は、交付主体に就農遅延届（別紙様式第13号）を提出する。なお、就農遅延期間は研修終了後から原則2年以内とする。

エ 就農報告

準備型交付対象者は、研修終了後、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した場合は、就農後1か月以内に就農報告（別紙様式第14号）を交付主体に提出する。

オ 就農中断報告

準備型交付対象者は、研修終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由に

より就農を中断する場合は、中断後1か月以内までに交付主体に就農中断届（別紙様式第15号）を提出する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届（別紙様式第16号）を提出する。

カ 離農報告

準備型交付対象者は、交付期間終了後6年の間に離農した場合は、離農後1か月以内に離農届（別紙様式第21号）を交付主体に提出する。

(8) 返還免除

準備型交付対象者は、第4の1の(4)のただし書の病気、災害等のやむを得ない事情に該当する場合は、返還免除申請書（別紙様式第18号）を交付主体に提出する。

(9) 申請窓口

県が認めた研修機関等（三重県農業大学校等）での研修の場合は、研修機関が申請の窓口となることを基本とする。また、県内の先進農家又は先進農業法人等での研修の場合は、研修予定地の所在する県農林水産（農林・農政）事務所が申請の窓口となることを基本とする。

県及び就農予定地の市町が調整の上、市町を申請の窓口とすることができる。

2 経営開始型

(1) 青年等就農計画等の承認申請

経営開始型の交付を受けようとする者は、青年等就農計画等を作成し、市町に承認申請する。

なお、青年等就農計画等を作成するに当たっては、市町に相談し、計画の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、県普及指導センター等の関係機関、第6の2の(12)のサポート体制の関係者等から助言並びに指導を受けることとする。

(2) 青年等就農計画等の変更申請

(1)の承認を受けた者は、青年等就農計画等を変更する場合は、計画の変更を申請する。(追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大や品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更の場合は除く。)

(3) 交付申請

(1)の承認を受けた者は、交付申請書（別紙様式第19号）を作成し、市町に資金の交付を申請する。交付の申請は半年分又は1年分を単位として行うことを基本とし、原則として、申請する資金の対象期間の最初の日から1年内に行うものとする。

また、申請の対象は、令和2年4月以降の農業経営とする。

(4) 交付の中止

経営開始型の交付を受けた者（以下「開始型交付対象者」という。）は、経営開始型の受給を中止する場合は市町に中止届（別紙様式第6号）を提出する。

(5) 交付の休止

ア 開始型交付対象者は、病気などのやむを得ない理由により就農を休止する場合は市町に休止届（別紙様式第7号）を提出する。なお、休止期間は原則

1年以内とする。

イ アの休止届を提出した開始型交付対象者が就農を再開する場合は経営再開届（別紙様式第20号）を提出する。

ウ 開始型交付対象者が妊娠・出産又は災害により就農を休止する場合は1度の妊娠・出産又は災害につき最長3年の休止期間を設けることができる。また、その休止期間と同期間、交付期間を延長できるものとし、イの経営再開届と合わせて（2）の手続きに準じて青年等就農計画等の交付期間の変更を申請する。ただし、第4の2の（2）のイに規定する夫婦で農業経営を行う妻が妊娠・出産により就農を休止する場合を除く。

（6）就農状況報告等

ア 就農状況報告

開始型交付対象者は、交付期間中、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月の就農状況報告（別紙様式第9号）を市町に提出する。

また、交付期間終了後5年間（ウの手続きを行い、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いて5年間とする。以下同じ。）毎年7月末及び1月末までにその直近6か月の作業日誌（別紙様式第9-1号-1）を市町に提出する。

イ 住所等変更報告

開始型交付対象者は、交付期間内及び交付期間終了後5年間に氏名、居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に、住所等変更届（別紙様式第12号）を市町に提出する。

ウ 就農中断報告

開始型交付対象者は、交付終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1か月以内までに市町に就農中断届（別紙様式第15号）を提出する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届（別紙様式第16号）を提出する。

エ 離農届

開始型交付対象者は、交付期間終了後5年の間に農業経営を中止し、離農した場合は、離農後1か月以内に離農届（別紙様式第21号）を交付主体に提出する。

（7）返還免除

開始型交付対象者は、第4の2の（4）の病気や災害等のやむを得ない事情に該当する場合は、返還免除申請書（別紙様式第18号）を市町に提出する。

（8）申請窓口

ア 当該交付対象者が位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれている人・農地プランの策定市町が申請の窓口となり、交付することを基本とする。

イ 人・農地プランの策定市町と開始型交付対象者の居住市町が異なる場合は、両市町で調整のうえ、居住する市町から交付することができる。

第6 交付主体の手續等

1 準備型

(1) 研修計画の承認

交付主体は、準備型の交付を受けようとする者から研修計画の承認申請があった場合には、審査会を開催するなどして、研修計画の内容について審査する。審査の結果、第4の1の(1)の要件及び「交付対象者の考え方」を満たし、資金を交付して研修の実施を支援する必要があると認めた場合には、予算の範囲内で研修計画を承認し、審査の結果を申請した者に対して通知する。なお、審査に当たっては、関係者で面接等の実施により行うものとする。

(2) 研修計画の変更の承認

交付主体は、研修計画の変更申請があった場合は、(1)の手續に準じて、承認する。

(3) 資金の交付

資金の交付申請を受けた交付主体は、申請の内容が適当であると認めた場合は資金を交付する。資金の交付は半年分を単位として行うことを基本とし、研修計画の承認後、速やかに資金の交付を行うものとする。なお、交付主体の判断により、1年分の資金を一括で交付することができるものとする。

(4) 研修実施状況の確認

研修状況報告を受けた交付主体は、研修機関等と協力し、「交付対象者の考え方」を満たしているかどうか研修の実施状況を確認し、適切な指導を行う。また、必要な場合は関係機関と連携して経営に係る研修等の適切な指導を行う。

確認は、研修状況確認チェックリスト(別紙様式第5号)を使用し、以下の方法により行うものとする。

なお、研修終了後直ちに交付対象者が転居する場合等であって、研修状況報告を受けてからでは交付対象者への面談の実施が困難なときは、研修状況報告を受ける前に交付対象者への面談を実施することができることとする。

ア 交付対象者への面談

(ア) 研修に対する取り組み状況

(イ) 技術の習得状況

(ウ) 就農に向けた準備状況

イ 指導者への面談

(ア) 研修に対する取組状況

(イ) 技術の習得状況

(ウ) 就農に向けた準備状況

ウ 書類確認

(ア) 成績表(成績表が発行されている場合)

(イ) 出席状況

(ウ) 研修時間及び休憩時間

(5) 継続研修計画の承認

継続研修計画の提出を受けた交付主体は、(1)の手續に準じて承認する。

ただし、この場合、「第4の1の(1)の要件」を「第4の1の(1)のアの

要件」と読み替えるものとする。

(6) 研修終了後の確認

ア 就農状況の確認

交付主体は、就農状況報告の提出のあった準備型交付対象者の就農状況を、交付対象者が就農するまでの期間及び就農後、準備型交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間、半年ごとに確認する。

ただし、第4の1の(1)のオに掲げる親元就農をする場合は、農業経営を継承したという就農状況報告の提出があった時点においても、その状況を確認する。

確認は以下のとおり行うこととし、資金を交付した交付主体の都道府県又は市町村と異なる都道府県又は市町村に就農した者及び全国農業委員会ネットワーク機構が資金を交付した者については、就農先の都道府県又は市町村と協力し、確認する。

(ア) 開始型交付対象者

2の(5)のアによる確認結果について、3の(1)のデータベースに照会する。ただし、交付主体が市町であって、交付対象者が、研修終了後に同市町から第2の2の経営開始型の資金の交付を受ける場合は、2の(5)のアに基づく就農状況報告の確認をもって本事業の就農状況の確認に代えるものとする。

(イ) 農の雇用事業等の研修生となっている者

農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知)別記2農の雇用事業の第6の6又は新規就農者確保加速化対策実施要綱(令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知)の別記2就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業の第6の5による確認結果について、農の雇用事業又は就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業の事業実施主体に照会する。

(ウ)(ア)又は(イ)以外の者

2の(5)のアに準じて確認する。

イ 就農遅延者の状況確認

交付主体は、準備型交付対象者から就農遅延届の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合、就農の遅延を承認する。なお、就農遅延期間は研修終了から原則2年以内とする。また、交付主体は就農遅延届の提出があった準備型交付対象者の就農に向けた取組状況を適宜確認し、早期就農に向けたフォローアップを行う。

ウ 農地の権利設定の確認

交付主体は、独立・自営就農する準備型交付対象者から就農報告の提出があった場合、農地の権利設定がなされているか確認する。

エ 就農中断者の状況確認

交付主体は、準備型交付対象者から研修終了後の就農継続期間中に就農中断届の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合、就農の中断を承認する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とす

る。また、交付主体は就農中断届の提出のあった準備型交付対象者の就農再開に向けた取組状況を適宜確認し、早期就農再開に向けたフォローアップを行う。

(7) 交付の中止

交付主体は、準備型交付対象者から中止届の提出があった場合、又は第4の1の(3)のア、イ、エ若しくはオのいずれかに該当する場合は、資金の交付を中止する。

(8) 交付の休止

ア 交付主体は、準備型交付対象者から休止届の提出があり、やむを得ないと認められる場合は、資金の交付を休止する。なお、やむを得ないと認められない場合は、資金の交付を中止する。

イ 交付主体は、準備型交付対象者から研修再開届の提出があり、適切に研修することができると思われる場合は、資金の交付を再開する。

(9) 返還免除

交付主体は、準備型交付対象者から提出された返還免除申請書の申請内容が第4の1の(4)のただし書のやむを得ない事情として妥当と認められる場合は、資金の返還を免除することができる。

(10) 申請等窓口

ア 研修予定地の都道府県の交付主体が申請の窓口となり、交付することを基本とする。

ただし、所在する都道府県への就農を基本としていない教育機関(全国型教育機関)における研修で全国農業委員会ネットワーク機構から交付を受ける場合、全国型教育機関が申請の窓口となることを基本とする。

また、交付主体等は、研修に係る相談窓口を設置し、交付対象者から研修に関する相談を受けた場合は、交付対象者が適切な研修を受けられるよう、必要に応じて研修機関等へ改善指導を行う等、適切に対応しなければならない。

イ 準備型交付対象者の就農地が既に決まっている場合、研修を受けようとする都道府県の事業実施主体と就農予定地の都道府県の事業実施主体が調整の上、就農予定地の都道府県の事業実施主体から交付することができる。

ウ 準備型交付対象者の就農予定地の市町との調整の上、就農予定地の市町を申請の窓口とすることができる。

(11) 交付情報等の登録

交付主体は、研修計画、交付申請書等の提出があった場合、農業次世代人材投資資金交付対象者データベース(以下「データベース」という。)に交付情報等を速やかに登録する。

(12) サポート体制の構築

交付主体は、交付対象者が研修終了後、円滑に就農し、定着できるよう、就農に向けた相談体制を構築し、就農先の紹介や経営開始に当たっての農地、資金の確保等の交付対象者の就農に向けた課題に対し、第4の1の(1)のイの(ア)の認定研修機関、就農先、地域の関係機関と連携してサポートす

るとともに、当該サポート体制について公表するものとする。

2 経営開始型

(1) 青年等就農計画等作成への助言及び指導

市町は、経営開始型の交付を受けようとする者が青年等就農計画等を作成するに当たっては、当該者に対し、県等の関係機関、(12)のサポート体制の関係者等と協力して、青年等就農計画等の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、必要な助言及び指導を行うものとする。

(2) 青年等就農計画等の承認

市町は、経営開始型の交付を受けようとする者から青年等就農計画等の承認申請があった場合には、青年等就農計画等の内容について審査する。

審査の結果、第4の2の(1)の要件及び「交付対象者の考え方」を満たし、資金を交付して経営の開始及び定着を支援する必要があると認めた場合は、予算の範囲内で青年等就農計画等を承認し、審査の結果を申請した者に通知する。

なお、審査に当たっては、県等の関係機関や(12)のサポート体制の関係者による面接等の実施により行うものとする。

(3) 青年等就農計画等の変更の承認

市町は、青年等就農計画等の変更申請があった場合は、(2)の手續に準じて、承認する。

(4) 資金の交付

資金の交付申請を受けた市町は、申請の内容が適当であると認めた場合は、資金を交付する。資金の交付は半年分を単位として行うことを基本とし、青年等就農計画等の承認後、速やかに資金の交付を行うものとする。なお、市町の判断により、1年分の資金を一括で交付することができるものとする。

(5) 就農期間中の確認

ア 就農状況報告の確認

就農状況報告を受けた市町は、(12)のサポートチームと協力し、「交付対象者の考え方」を満たしているかどうか実施状況を確認し、必要な場合は、サポートチームと連携して、適切な助言及び指導を行うものとする。なお、就農状況報告の確認、助言及び指導は、就農状況確認チェックリスト(別紙様式第17号)を用いて、交付対象者の状況に応じた効果的な方法で実施するものとする。

イ 経営状況の確認

また、交付主体は、アの確認に加え、サポートチームと協力して交付対象者の経営状況の把握に努めることとし、交付期間中、必ず年1回は、以下(ア)から(ウ)までの方法により、就農状況チェックリスト(別紙様式第17号)を用いて、交付対象者の経営状況と課題を交付対象者とともに確認し、青年等就農計画の達成に向けて経営改善等が必要な場合は、適切な助言及び指導を行うものとする。

(ア) 開始型交付対象者への面談

- a 営農に対する取組状況
- b 栽培・経営管理状況

- c 青年等就農計画等達成に向けた取組状況
- d 労働環境等に対する取組状況

(イ) 圃場確認

- a 耕作すべき農地が遊休化されていないか
- b 農作物を適切に生産しているか

(ウ) 書類確認

- a 作業日誌
- b 帳簿
- c 農地の権利設定の状況が確認できる書類（農地基本台帳、農地法第3条の許可を受けた使用貸借、賃貸借若しくは売買契約書、公告のあった農用地利用集積計画若しくは農用地利用配分計画、特定作業受委託契約書又は都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画のうち該当する箇所のいずれかの書類の写し。以下同じ。）

ウ 就農中断者の状況確認

市町は、開始型交付対象者から交付終了後の就農継続期間中に就農中断届の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合、就農の中断を承認する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とする。また、市町は就農中断届の提出のあった開始型交付対象者の就農再開に向けた取組状況を適宜確認し、就農再開に向けたフォローアップを行う。

(6) 交付対象者の中間評価

市町は、開始型交付対象者の経営開始3年目が終了した時点で、当該開始型交付対象者の農業所得及び農業収入等の状況や経営の課題等を交付対象者及びサポートチーム等関係機関が確認し、経営改善に役立てるとともに、青年等就農計画の達成に向けて指導が必要な者に対して重点的にサポートするため、中間評価を実施する。

中間評価は、以下の方法により行う。

ア 評価会の設置

市町は、(12)のサポートチーム、県等の関係機関や指導農業士等の関係者で構成する評価会を設置する。

イ 評価方法

市町は、評価会において就農状況報告や決算書等の関係書類、現地確認の状況等も参考にしながら、原則として面接により実施し、ウの評価基準を基に、エの評価区分のうち該当するものに決定する。

ウ 評価基準

エの評価区分のうちAに該当する者は次のいずれかに該当する者とする。

- (ア) 経営開始3年目の農業所得が、青年等就農計画における経営開始5年目の農業所得目標（以下「農業所得目標」という。）の概ね1/2を達成する者
- (イ) (ア)の基準を達成できていないが、次に掲げるいずれかに該当する者で、農業所得目標の達成が見込まれると市町が認める者
 - a 設備投資等の経費がかさんだことが原因で経営開始3年目の農業所得

が農業所得目標の概ね 1 / 2 を達成していないが、経営開始 3 年目の農業収入が、別紙様式第 2 号の別添 1 の収支計画における経営開始 5 年目の農業収入目標（以下「農業収入目標」という。）の概ね 1 / 2 に達している者

b 災害による収量低下、市場価格の下落等、本人の責によらない原因により農業所得目標又は農業収入目標の概ね 1 / 2 を達成できていない者

エ 評価区分

評価区分は、原則として A（順調）、B（順調でない）の 2 段階とする。

オ 評価結果の取り扱い

市町は、A 評価の交付対象者については、引き続き交付を継続する。なお、A 評価の交付対象者のうち希望する者については、第 9 の経営発展支援金を交付する。また、A 評価の者のうち農業所得目標の達成に向けて重点指導が必要な者であると評価会で判断された者については、サポートチームが中心となって重点指導を行う。なお、B 評価の者については、資金の交付を中止する。

(7) 交付の中止

市町は、開始型交付対象者から中止届の提出があった場合又は第 4 の 2 の（3）のア、イ若しくはエからキまでのいずれかに該当する場合は、資金の交付を中止する。

また、第 9 の経営発展資金の交付を受けた者については、経営開始 4 年目以降の交付を中止する。

(8) 交付の休止

ア 市町は、開始型交付対象者から休止届の提出があり、やむを得ないと認められる場合は、資金の交付を休止する。なお、やむを得ないと認められない場合は、資金の交付を中止する。

イ 市町は、開始型交付対象者から経営再開届の提出があり、適切に農業経営を行うことができると認められる場合は、資金の交付を再開する。

(9) 返還免除

市町は、開始型交付対象者から提出された返還免除申請の申請内容が第 4 の 2 の（4）のやむを得ない事情として妥当と認められる場合は資金の返還を免除することができる。

(10) 申請窓口

ア 当該交付対象者が位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれている人・農地プランの策定市町が申請の窓口となり、交付することを基本とする。

イ 人・農地プランの策定市町と開始型交付対象者の居住市町が異なる場合は、両市町で調整のうえ、居住する市町から交付することができる。

(11) 交付情報等の登録

市町は、青年等就農計画等や交付申請書等の提出があった場合、データベースに交付情報等を速やかに登録する。

(12) サポート体制の整備

ア 市町は、平成29年度以降の新規交付対象者の「経営・技術」、「営農資金」、「農地」の各課題に対応できるよう、県農林水産（農林・農政）事務所、農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫等金融機関、農業委員会等の関係機関に所属する者及び指導農業士等の関係者で構成するサポート体制を構築するものとする。市町は、別紙様式第23号別添により、当該サポート体制等を記載した新規就農者に対するサポート計画（以下「地域サポート計画」という。）を新規就農者の支援ニーズを把握した上で作成し、公表するものとする。

イ 市町は、当該サポート体制の中から、交付対象者ごとに「経営・技術」、「営農資金」、「農地」のそれぞれの専属の担当者（サポートチーム）を選任し、市町の上記各課題の相談先を明確にするものとする。令和3年度以降に採択された交付対象者のサポートチームについては、新規就農者の農業経営、地域生活等の諸課題に対して適切な助言及び指導が可能な農業者を参画させることを必須とする。当該農業者は、交付対象者の農業経営、地域生活等に関する相談に乗り、必要に応じて助言及び指導を行うものとする。

ウ 交付対象者が早期に経営を安定・発展させ、地域に定着していけるよう、サポート体制の関係者は次に掲げる（ア）及び（イ）について、サポートチームは次に掲げる（ウ）から（オ）までについて行うものとする。

（ア）第6の2の（1）の青年等就農計画等作成への助言及び指導

（イ）第6の2の（2）の審査への参加

（ウ）第6の2の（5）の就農状況の確認、助言及び指導

（エ）第6の2の（6）の中間評価会の参加

（オ）第6の2の（6）の中間評価の結果において、令和2年度以前に採択された交付対象者についてはB評価相当の者、令和3年度以降に採択された交付対象者についてはA評価の者のうち重点指導が必要な者であると判断された者に対する重点指導の実施

（13）交流会の開催

県は、交付対象者を含む新規就農者等の交流会を開催するものとする。

（14）農業共済等の積極的活用

市町は、農業共済組合と連携し、交付対象者に対し、経営の安定を図るため、農業共済その他の農業関係の保険への積極的な加入を促すものとする。

3 交付対象者情報の共有

（1）全国農業委員会ネットワーク機構は交付対象者の資金の交付情報等を集約し、必要に応じて、本事業に関わる関係機関の間で当該情報を共有するため、交付情報等に関するデータベースを作成し、運用する。国、全国農業委員会ネットワーク機構、県及び市町等は、交付対象者の情報を共有することにより、交付対象者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、より丁寧なフォローアップに活用するとともに、交付状況の確認、重複や虚偽申請の確認のために利用するものとする。

（2）県は、データベースにおける市町による交付情報の登録状況を確認し、登録及び更新が適切に行われていない場合は、市町等に対し、速やかに登録等を完成させるよう促す等、登録状況の管理を適切に行うものとする。

(3) 県及び市町は、本事業の実施に際して得る個人情報については、別紙様式第 22 号により適切に取り扱うものとする。

第7 事業計画等

1 市町農業次世代人材投資事業計画の作成

市町は、市町農業次世代人材投資事業計画（別紙様式第 23 号）を作成し、県の承認を得る。

2 計画の重要な変更

以下の項目について、変更を行う市町は、県に計画変更の申請（別紙様式第 23 号を準用）を行うものとする。

ア 新規就農者数に関する目標

イ 資金の交付計画における資金総額の増又は 30% を超える減

ウ 経営発展支援金の交付計画における支援金総額の増又は 30% を超える減

エ 準備型の交付計画における資金総額の増又は 30% を超える減

オ 推進事業費の増加

3 市町農業次世代人材投資事業実績報告の作成

市町は、市町農業次世代人材投資事業実績報告（別紙様式第 23 号）を作成し事業実施年度の翌年度の 8 月末までに県に報告する。

なお、市町農業次世代人材投資事業実績報告の作成に当たっては、関係機関と連携し、新規就農者に関する目標の達成状況、交付対象者の青年等就農計画等の進捗状況、達成状況、就農継続状況等の評価を行うこととする。

第8 推進事業

資金の交付事業（新規就農支援緊急対策事業実施要綱（令和 2 年 1 月 30 日付け元経営第 2478 号農林水産事務次官依命通知）の別記 1 就職氷河期世代の新規就農促進事業（以下「就職氷河期新規就農促進事業」という。）を含む。）を推進するため、県及び市町は推進事業として、以下の事業（就職氷河期新規就農促進事業は 1 及び 3 の事業）を実施することができる。推進事業費の対象経費（以下「推進事業費」という。）は別表に掲げるとおりとし、事業の一部を外部に委託することができるものとする。なお、事業実施主体の会計に属する資金及び推進事業費の預託に係る利子収入は、資金交付に要する推進事業費に充てることができるものとする。

1 資金の交付事業の実施に関する事務

2 資金の交付事業の普及活動

3 資金の交付事業の交付対象者の指導活動

第9 経営発展支援金事業

1 交付対象者

第 6 の 2 (6) の中間評価で A 評価相当とされた者のうち、経営発展支援金（以下「支援金」という。）の交付を希望する者。

2 交付の手続

(1) 支援金の交付を希望する者は、経営発展支援金交付申請書（別紙様式第 2 号

の別添9。以下「支援金交付申請書」という。)を市町に提出する。支援金交付申請書の提出は、経営開始型の経営開始4年目の交付対象期間に行う。

- (2) 市町は、申請書の内容を審査し、交付対象者のさらなる経営発展につながる取組であると認める場合は、承認し、審査結果を交付対象者に通知するとともに、支援金を交付する。
- (3) (2)の承認を受けた交付対象者が、承認された内容を変更する場合は、変更した交付申請書を市町に提出する。
- (4) 市町は、支援金交付申請書の変更申請があった場合は、(2)に準じて承認する。
- (5) 交付対象者は、承認された内容を実施し、事業完了(取組終了)後1か月以内又は該当事業年度の3月末日までに経営発展支援金実績報告書(別紙様式第2号の別添9。以下「支援金実績報告書」という。)を提出し、承認を得る。
- (6) 市町は、(5)の支援金実績報告書の内容を審査し、適当であると認める場合は承認し、支援金の精算を行う。

3 交付額等

支援金の交付額は、2の(2)で承認された取組の実現に必要な額のうち他の助成措置等による助成額を除いた額(以下「対象経費」という。)とし、150万円以内の額とする。

支援金の対象経費は、2の(2)で承認された取組に直接要する経費であり、かつ、書類によって用途及び金額が確認できるものに限る。

4 支援対象期間

- (1) 支援対象期間は2の(2)の承認を受けた日から最長1年間とする。
- (2) 支援の対象となる取組が年度を跨ぐことも可能とする。この場合、交付対象者は2の(2)の承認を受けた年度内に一度、2の(5)の実績報告、市町は2の(6)の精算を行うものとし、交付対象者は翌年度に再度、2の(1)の交付申請を行うものとする。

5 留意事項

- (1) 市町は、交付対象者に支援金を交付するときは、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱(平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知)の第14から第16までの規定に準じて、取得財産等の管理及び処分の制限並びに補助金の経理について条件を付さなければならない。
- (2) 市町は、交付対象者に対し、取得財産等の管理、処分、関係書類の整備等において適切な措置を講じるよう、指導監督するものとする。また、第7の2の(5)のアの就農状況の確認において、本事業実施後の当該財産の管理運営及び利用状況を把握するものとする。

6 その他

交付対象者が融資機関から行われる融資を活用し、農業用機械等の導入等の事業を行う場合について、当該事業に係る経費から融資額を除いた自己負担部分に充当することも可能とする。

第10 効率的かつ適正な執行の確保

- 1 県及び市町は、本事業が国民の貴重な税金を財源として実施されることに鑑み、交付対象者に対し、地域農業の振興に努めることを十分周知する。
- 2 県及び市町は、本事業の実施により新規就農者の確保及び就農後の定着に成功した優良事例を収集・整理し、関係機関に提供するとともに、新規就農者の確保及び定着に向けた取組に活用するよう努めるものとする
- 3 県及び市町は、本事業が適切に実施されたかどうか及び本事業の効果を確認するため、本事業に関係する機関等及び交付対象者に対し、必要な事項の報告を求め、及び現地への立入調査を行うことができる。
- 4 県及び市町は、偽りその他の不正行為により、本来、受給することのできない資金を不正に受給したことが明らかとなった場合、不正行為を行った者の氏名及びその内容を公表する。

附則（平成24年6月1日付け農林水第110-228号）

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

附則（平成24年9月24日付け農林水第110-515号）

この要領は、平成24年9月24日から施行する。

附則（平成25年4月1日付け農林水第110-102号）

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則（平成25年6月1日付け農林水第110-256号）

この要領は、平成25年6月1日から施行する。

附則（平成26年4月1日付け農林水第11-132号）

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。なお、施行日までに申請のあったものについては、なお従前のおりとする。
- 2 この通知による改正前の新規就農者総合支援事業実施要領の規定に基づき実施している事業に対する同要領の適用については、なお従前の例によるものとする。
ただし、改正後の第4の1の(1)のキ、第4の2の(1)のク、第7についてはこの通知による改正後の同要領を適用する。
- 3 第4の1の(1)のオ及びキ、第4の1の(4)のイの(ウ)、第4の2の(1)のイの(ア)、第4の2の(1)のウ及びオ及びク、第4の2の(4)のウ、第5の(7)、第6の1の(11)、第6の2の(9)、第6の3、第7の規定については、平成26年2月6日から適用する。

附則（平成27年2月3日付け農林水第11-824号）

- 1 この要領は、平成27年2月3日から施行する。ただし、施行日までに申請のあったものについては、なお従前の例によるものとする。

2 この通知による改正前の新規就農者総合支援事業実施要領の規定に基づき実施している事業に対する同要領の適用については、なお従前の例によるものとする。

ただし、改正後の第5の1(3)、第5の2(3)、第6の1(3)及び第6の2(3)についてはこの通知による改正後の同要領を適用するものとする。

3 この通知による改正前の新規就農総合支援事業実施要領の規定に基づき給付を受けている者が、改正後に別記1第4の2(2)イに規定する夫婦共同経営に計画変更する場合は、夫婦合わせて改正後の同要領の適用を受けるものとする。

4 この通知による改正前の新規就農総合支援事業実施要領の規定に基づき給付を受けている者について、国における平成26年度補正予算により事業(経営開始型に限る。)を実施する場合は、第5の2(3)の規定にかかわらず、申請する給付金の対象期間の開始日前に給付申請をすることができるものとする。

附則(平成27年5月25日付け農林水第11-194号)

1 この要領は、平成27年5月25日から施行する。

2 この通知による改正前の新規就農者総合支援事業実施要領の規定に基づき実施している事業に対する同要領の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の第4の1(3)カ及び2(3)カについてはこの通知による改正後の同要領を適用するものとする。

附則(平成28年5月6日付け農林水第11-138号)

1 この要領は、平成28年5月6日から施行する。

2 この通知による改正前の新規就農者総合支援事業実施要領の規定に基づき実施している事業に対する同要領の適用については、なお従前の例によるものとする。

附則(平成29年4月11日付け農林水第11-34号)

1 この要領は、平成29年4月11日から施行する。

2 この通知による改正前の新規就農者総合支援事業実施要領の規定に基づき実施している事業に対する同要領の適用については、なお従前の例によるものとする。また、改正前の「給付金」は「資金」に、「給付」は「交付」に読み替える。

3 平成27年2月3日付け農林水第11-824号による改正前の新規就農者総合支援事業実施要領の規定に基づき給付を受けている者が、この通知の改正後に第4の2(2)アに規定する交付金額変動の仕組みによる交付を希望する場合は、改正後の同要領のどう規定の適用を受けるものとする。

附則(平成29年7月19日付け農林水第11-270号)

1 この要領は、平成29年7月19日から施行する。

附則(平成29年9月1日付け農林水第11-349号)

1 この要領は、平成29年9月1日から施行する。

2 第4の1の(1)カの規定については、平成29年4月11日から適用する。

附則(平成30年4月11日付け農林水第11-123号)

- 1 この要領は、平成30年4月11日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農業次世代人材投資事業実施要領の規定に基づき実施している事業に対する同要領の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の別記1 別紙様式第9-1号、別紙様式第9-1号-1、別紙様式第9-3号、別紙様式第19号、参考様式：旧別紙様式第16号の改正部分については、この通知による改正後を適用するものとする。

附則(平成30年10月17日付け農林水第11-421号)

この要領は、平成30年10月17日から施行する。

附則(平成31年4月8日付け農林水第11-126号)

- 1 この要領は、平成31年4月8日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農業次世代人材投資事業実施要領の規定に基づき実施している事業に対する同要領の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の第4の1の(3)のオ、第4の2の(3)のオ、第6の1の(4)、第6の2の(4)別紙様式第5号及び別紙様式第17-1号については、この通知による改正後の同要領を適用するものとする。
- 3 この通知による改正前の農業次世代人材投資事業実施要領の規定に基づき交付を受けている者が、改正後に第4の2(2)イに規定する夫婦共同経営に計画変更する場合は、改正後の同要領の第4の2(1)アを適用するものとする。

附則(令和2年4月9日付け農林水第11-105号)

- 1 この要領は、令和2年4月9日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農業次世代人材投資事業実施要領の規定に基づき実施している事業に対する同要領の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の第4の2の(1)のイの(ア)、第4の2の(2)の(ア)、第5の1の(7)の(ア)及びカ、第5の2の(6)の(ア)及びエ、第6の2の(5)の(ウ)のc、第9、別紙様式第2号の別添8、別紙様式第9-1号、別紙様式第9-1号-1、別紙様式第10号、別紙様式第14号、別紙様式第17-1号、別紙様式第17号-4号、別紙様式第19号、別紙様式第21号については、この通知による改正後の同要領を適用するものとする。
- 3 この通知による改正前の農業次世代人材投資事業実施要領の規定に基づき交付を受けている者が、改正後に第4の1の(1)のイの(ア)に規定する研修機関等認定基準に基づき、研修先を変更する場合は、改正後の同要領の第4の1の(1)のイの(ア)及び(ウ)、第6の1の(4)のウの(ウ)、別紙様式第1号の別添1及び別添4、別紙様式第4-1号、別紙様式第4-2号、別紙様式第5号を準用するものとする。

附則（令和3年4月1日付け 農林水第11-101号）

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農業次世代人材投資事業実施要領の規定に基づき実施している事業に対する同要領の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の第4の1の（4）のイ、第4の2の（1）のイの（ア）及びカ、第5の1の（6）のア、ウ及び（7）のア、第5の2の（5）のア及びウ、第6の1の（6）のア、第6の2の（5）、（12）のイ及びウ、第7、第8並びに別紙様式第1号から第23号まで並びに改正前の第4の1の（1）のキ及び2の（1）のクについては、この限りでない。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(別表)
推進事業費

区分	内容	注意点
謝 金	事業を実施するために直接に必要な事務の補助、専門的知識の提供、資料の収集、会議の出席等について協力を得た有識者等に対する謝礼に必要な経費	根拠のある単価を設定のこと
旅 費	事業を実施するために直接に必要な事業実施主体の経費及び専門家等に支払う経費	
事務等経費	事業を実施するために直接に必要な印刷製本費、通信運搬費、雑役務費(手数料、印紙代等)、借上費(会場借料、パソコン等のリース料)、消耗品費、賃金(臨時的に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価、県及び市町職員の時間外労働に応じた対価)、会計年度任用職員給与(地方公共団体において会計年度任用職員に任用された職員を本事業に従事させる場合の地方公共団体が定める会計年度任用職員の給与に関する条例等の規定に基づく給料、報酬及び諸手当(本事業への従事割合に応じて助成対象とすることが可能))、共済費(臨時雇用者等の賃金に係る社会保険料及び子ども・子育て拠出金)等	
委託費	本事業を他の者に委託するために必要な経費	

上記の経費であっても、補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等を購入し、又はリース・レンタルする場合は対象外とする。また、人件費の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知)により行うものとする。